

## 福津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

福津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 第1 目的

福津市では、「企業版ふるさと納税を活用した第2期福津市まち・ひと・しごと創生推進計画事業」に基づき、地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受け入れが可能になっている。

本業務は、本市の地方創生の取り組みをより効率的かつ効果的に推し進めるため、事業者独自のネットワークやノウハウを生かし、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行い、より多くの寄附の獲得を目指すものである。

### 第2 業務概要

- 1 業務名 福津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務
- 2 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 4 その他

委託料の算定は成果報酬型によるものとし、この業務に係る委託料の上限額は1,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。業務委託料の積算にあつては、この範囲内とすること。

### 第3 契約担当部局

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号  
福津市経営企画部経営戦略課企画係  
電 話 0940-43-8121  
FAX 0940-43-3168  
メール kikaku@city.fukutsu.lg.jp

### 第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福津市から福津市指名停止措置要綱（平成17年1月24日告示第6号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

## 第5 参加表明手続

### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料(以下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

#### (1) 提出書類

	提出書類	備考
ア	参加表明書(様式1)	
イ	業務実績書(様式2)	
ウ ※	登記事項証明書(現在又は履歴事項全部証明書) ※発行後3箇月以内のもの	コピー又はスキャンデータ可
エ ※	財務諸表(貸借対照表、損益計算書) ※直近1事業年度分	コピー又はスキャンデータ可
オ ※	税の滞納がない証明書(国税、本店所在地の都道府県税及び市町村税) ※発行後3箇月以内のもの。なお、直近3箇年度分の納税証明書でも可とする。	コピー又はスキャンデータ可
カ ※	役員等名簿(様式3)	

※提出書類のうち、ウ～カは、令和6・7年度福津市一般(指名)競争入札参加資格審査登録名簿に登載されていない者のみ提出すること。

(2) 提出期限 令和7年7月22日(火)午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 郵送または電子メールによる。

※郵送の場合は、簡易書留やレターパックプラス等の配達記録が残る方法を選び、提出期限までに到着するよう送付すること。

※電子メールの場合は、送信後速やかに到達しているかどうか電話連絡により確認すること。

(5) 提出書類作成時の留意事項

提出された書類は返却しない。また、提出後の修正は提出期間内に限り認める。

### 2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年7月25日(金)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者に対しては、参加資格がある旨及び企画提案

書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和7年7月29日（火）午後5時

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 電子メールによる。

※送信後速やかに到達しているかどうか電話連絡により確認すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求める通知日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 業務の実施体制及びスケジュール

- ・業務の実施体制（体制図等）について明記すること。
- ・全体スケジュール、業務実施フローについて明記すること。
- ・受注者、及び発注者（市）の役割分担について明記すること。

(2) 業務の実施に係る具体的な方針

- ・業務目的達成のための手法等について明記すること。
- ・寄附見込企業の選定方針について明記すること。

(3) 見積金額（委託料率）

(4) その他（自由提案）

- ・本業務に関する独自のPRポイントや得意分野等

### 2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、以下のとおり正本1部と副本5部を作成し行うこと。なお、作成の際は、文字サイズは原則として11ポイント以上とし、A4サイズ10枚以内で片面印刷とすること。

【正本】 1部

- (1) 企画提案書【正本】（様式6-1）
- (2) 企画提案書別紙
- (3) 参考見積書及び内訳書

【副本】 5部

- (1) 企画提案書【副本】（様式6-2）
- (2) 企画提案書別紙 ※

(3) 参考見積書及び内訳書 ※

※副本は審査に使用するため、参加申込者を特定できる内容（具体的な社名、サービス名及びロゴ等）を記載しないこと。

3 提出方法等

(1) 提出期限 令和7年8月4日（月）午後5時

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 郵送又は持参による。

※郵送の場合は、簡易書留やレターパックプラス等の配達記録が残る方法を選び、提出期限までに到着するように送付すること。

※持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。

(4) 提出部数 【正本】1部と【副本】5部

4 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、福津市情報公開条例（平成17年福津市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

(1) 参加意思を示す者において、企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式7）

イ 提出期限

令和7年7月23日（水）午後1時

ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 電子メールによる。

※送信後速やかに到達しているかどうか電話連絡により確認すること。

(2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、7月28日（月）までに電子メールにより回答するものとする。また、併せて、福津市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留

- 意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合  
(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第9 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受注候補者の特定を行うため、福津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### 2 審査項目及び評価基準

審査会において、次の審査項目について企画提案書等により、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 同種又は類似事業の実績に関する項目
- (2) 実施体制に関する項目
- (3) 実施手順、スケジュールに関する項目
- (4) 実施方針に関する項目
- (5) 業務内容に関する項目
- (6) 見積額の妥当性に関する項目

### 3 受注候補者の特定

- (1) 審査会において、2の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、評価点が満点の6割以上かつ最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受注候補者として特定する。この評価点については、評価点の合計において最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。

ただし、評価点の合計において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

- (2) 応募者が1者であっても、プロポーザルは成立することとし、審査及び選定を行う。ただし、評価点が満点の6割以上となった場合に限り、審査会の合議の上、受注候補者として特定する。

### 4 審査結果の通知

- (1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受注候補者

イ 評価点数

ウ 受注候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ 受注候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

- (1) の通知日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 電子メールによる。

電子メールの場合は、送信後速やかに到達しているかどうか電話連絡により確認すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、通知日の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

#### 5 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受注候補者

(2) 評価点数

(3) 受注候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

### 第10 契約に関する基本事項

#### 1 契約の締結

受注候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

#### 2 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条の規定に該当する場合は免除する。

#### 3 契約書作成の要否 要する。

#### 4 支払条件 後払いとする。

### 第11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5 受注候補者に特定された者であっても、契約締結までの間に、第4参加資格要件に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。

## 第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和7年7月2日(水)から令和7年7月22日(火) 午後5時まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和7年7月25日(金)まで
質疑の受付	令和7年7月23日(水)午後1時まで
質疑に対する回答	令和7年7月28日(月)まで
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和7年8月4日(月)午 後5時まで
審査及び評価の実施	令和7年8月上旬
企画提案書審査結果の通知	令和7年8月中旬
契約締結	令和7年8月下旬から9月上旬